

居 宅 介 護 支 援 事 業 所 契 約 書

事業所： 介護支援センター 光明

____様（以下、「利用者」といいます）と、指定居宅介護支援事業所
介護支援センター 光明（以下、「事業所」といいます）は、事業所が利用者に対して行う
居宅介護支援事業について、次のとおり契約します。

第 1 条（契約の目的）

事業所は、介護保険法等の関係法令及びこの契約書に従い、利用者に対し可能な限り居宅においてその有する能力に応じて、自立した日常生活を営むことができるよう、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成するとともに、当該計画に基づいて適切な居宅サービスの提供が確保されるよう、サービス事業所等との連絡調整その他の便宜を提供します。

第 2 条（契約期間）

- 1 この契約の契約期間は、令和____年____月____日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。
但し、契約期間満了日以前に利用者が要介護状態区分の変更の認定を受け、要介護認定有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の要介護認定有効期間の満了日をもって契約期間の満了日とします。
- 2 上記契約期間満了日の7日以上前までに利用者から書面による更新拒否の意思表示がない場合、この契約は自動更新され、以降も同様とします。

第 3 条（居宅介護支援の担当者）

- 1 事業所は、居宅介護支援の担当者（以下「担当者」といいます）として居宅介護支援専門員である職員を選任し、適切な居宅介護支援に努めます。
- 2 事業所は、担当者を選任し、又は変更する場合は、利用者の状況とその意向に配慮して行うとともに、事業者側の事情により変更する場合にはあらかじめ利用者と協議します。

第 4 条（居宅サービス計画作成の支援）

事業所は次に定める事項を介護支援専門員に担当させ、居宅サービス計画の作成等を支援します。

- （1）居宅サービス計画の作成
- （2）居宅サービス事業者等との連絡調整その他便宜の提供
- （3）サービスの実施状況の把握及び居宅サービス計画等の評価
- （4）利用者状態の把握
- （5）介護保険に関する給付管理
- （6）要支援、要介護認定申請、更新に対する協力・援助
- （7）介護サービス等に関する相談・説明
- （8）居宅介護支援に係る医療との連携の遂行

- ・利用者又はその家族は利用者が、病院又は診療所に入院する必要性が生じた場合には担当の介護支援専門員の氏名及び連絡先を、当該病院又は診療所に伝えます
- ・指定居宅サービス事業所より利用者の口腔に関する問題、薬剤状況その他利用者の心身又は生活状況に係る情報のうち必要と認めるものを、主治の医師、歯科医師、又は薬剤師（以下「主治の医師等」という）に提供を行います
- ・訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望する場合は主治の医師の意見を求めます。意見を求めた主治の医師には当該居宅サービス計画を交付致します。
- ・居宅サービス計画は基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の居宅サービス事業所を紹介するように求めることが出来ます。
- ・利用者は介護支援専門員に対して居宅サービス計画に位置付けたサービス事業所等の選定理由の説明を求めることが出来ます。

第5条（居宅サービス計画の変更）

事業所が居宅サービス計画の変更を必要と判断した場合又は利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合には、事業所は、利用者の意見を尊重するとともに、事業所と利用者の双方の合意をもって居宅サービス計画を変更することとします。

第6条（要介護認定等の申請に係る援助）

事業所は、利用者の意思を踏まえ、要介護認定等の申請に必要な協力を行います。

第7条（サービス提供の記録等）

- 1 事業所は、サービス提供の記録等を作成完了後、少なくとも5年間は適正に保存し、利用者の求めに応じて閲覧に供し、あるいはその複写を交付します。
- 2 事業所は、契約の終了にあたって必要があると認められる場合は、利用者の同意を得た上で、利用者の指定する他の居宅支援事業所などへ、サービスの提供の記録などの写しを交付するものとします。

第8条（利用者の解約権）

利用者は、事業所に対しいつでも1週間以上の予告期間をもって、この契約を解約することができます。

第9条（事業所の解除権）

次の事由が発生した場合は、この契約を解除することができます。

事業所若しくは担当者の生命、身体、財産、信用等を傷つける等により契約を継続することが困難となった場合

第10条（契約の終了）

- 1 次のいずれかの事由が発生した場合は、この契約は終了するものとします。
 - 一 第8条の規定により利用者から解約の意思表示がなされ、かつ予告期間が満了したとき

- 二 第9条で定める条件が満たされ、かつ事業所から契約解除の意思表示がなされたとき
 - 三 次の理由で利用者にサービスを提供できなくなったとき
- (1) 利用者が死亡したとき
 - (2) 利用者が要支援者又は非該当（自立）と認定されたとき
 - (3) 利用者が要介護者に該当しないと認定されたとき
 - (4) 利用者が介護保険施設、認知症対応型共同生活介護又は特定施設入居者生活介護に入所したとき（但し、3ヶ月以内の短期間の場合は、その限りではない）
 - (5) 利用者が（看護）小規模多機能型居宅介護事業所と利用計画を結んだとき
 - (6) 利用者が、事業所が担当する区域（生活圏域）に住居を有する被保険者でなくなった時

第11条（損害賠償）

- 1 事業所は、居宅介護支援の実施にあたって利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。ただし、自らの責めに帰すべき事由によらない場合には、この限りではありません。
- 2 事業所の居宅介護サービス計画に基づいたサービス提供実施時、利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償するようにサービス提供事業所に、交渉します。ただし、自らの責めに帰すべき事由によらない場合には、この限りではありません。

第12条（秘密保持）

- 1 事業所は、業務上知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報については、利用者又は第三者の生命、身体、精神に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。
- 2 あらかじめ文書により利用者の同意を得た場合は、前項の規定にかかわらず、一定の条件の下で個人情報を利用できるものとします。（契約書7ページ参照）

第13条（苦情対応）

- 1 利用者は、提供した居宅介護支援に苦情がある場合又は事業所が作成した居宅サービス計画に基づいて提供された居宅サービスに苦情がある場合には、事業所、市町村又は国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。
- 2 事業所は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにするとともに、苦情の申立て又は相談があった場合には、迅速かつ誠実に必要な対応を行います。
- 3 事業所は、利用者が苦情申立て及び相談を行ったことを理由として何ら不利益な取扱いをすることはありません。

第14条（身分証携行義務）

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者やその家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

第15条（契約外条項など）

この契約及び介護保険法その他の関係法令で定められていない事項については、関係法令の趣旨を尊重して、利用者と事業所との協議により定めます。

介護支援センター光明 説明書

1 提供するサービスの内容

- (1) 事業所は、利用者が自宅において日常生活を営むために必要なサービスを適切に利用できるよう、利用者の心身の状況等を勘案して、利用するサービスの種類及び内容、担当する者等を定めた居宅サービス計画を作成するとともに、当該計画に基づいてサービス提供が確保されるよう事業所等との連絡調整その他の便宜の供与を行います。
- (2) 居宅介護支援にあたっては、利用者の心身の状況、置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切なサービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう努力いたします。
- (3) 居宅介護支援にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、提供されるサービスが特定の種類又は特定の事業所に不当に偏することがないよう、公正中立に行います。
- (4) 居宅介護支援に当たっては、要介護状態の軽減若しくは悪化防止に努めるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮いたします。
- (5) 事業所は、居宅サービス計画の作成後においても、利用者やその家族、事業所等との連絡を継続的に行うことにより、居宅サービス計画の実施状況を把握するとともに、利用者についての解決すべき課題を把握し、必要に応じて居宅サービス計画の変更、事業所等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
- (6) 前項の居宅サービス計画の実施状況、解決すべき課題等について適切な記録を作成・保管し、利用者に対して継続的に情報提供、説明等を行います。
- (7) 事業所休業日及び営業時間外においても電話による連絡体制を確保し、必要時、相談に応じることができます。
- (8) 運営基準に基づきサービス事業所への個別サービス計画の提供の求め及び、法定研修等による受け入れ、人材育成の協力体制を図ります。

2 担当の介護支援専門員

- (1) 担当する居宅介護支援専門員は、次のとおりです。サービスについてご相談や不満がある場合には、どんなことでもお寄せください。

担当居宅介護支援専門員 氏名： _____ 連絡先（電話）： 082-228-5621

3 市町村への届出

この居宅介護支援のサービスを受ける際には、その旨を市町村に届け出て、被保険者証に記載する必要があります。具体的な手続は上記の居宅介護支援専門員にご相談ください。

4 利用者負担金

- (1) 居宅介護支援については、利用者の負担はありません。
- (2) 介護支援専門員が通常サービス地域を越える地域に訪問・出張する必要がある場合には、その旅費（実費）の支払いが必要となります。

重 要 事 項 説 明 書

(居宅介護支援)

1 居宅介護支援を提供する法人

法人名称	社会福祉法人うすい会広島光明学園
代表者氏名	理事長 碓井 法明
本部所在地	広島市東区牛田本町五丁目1番2号
(連絡先)	介護支援センター光明 TEL 082-228-5621 FAX 082-228-2022

2 利用者への居宅介護支援提供を担当する事業所

事業所名	介護支援センター光明
介護保険指定 事業者番号	広島市指定 3470103163
事業所所在地	広島市東区牛田本町五丁目1番2号
連絡先	電話番号 (082)228-5621 FAX番号 (082)228-2022
事業所の通常の 事業実施地域	広島市中区、東区、西区、南区、 安佐南区(川内学区、中筋学区、原学区、東野学区)

3 事業の目的及び運営方針

(1) 事業の目的

居宅において要介護度状態にある高齢者に対し、適切な居宅介護支援を提供することを目的とする。

4 運営方針

- (1) 可能な限り利用者の居宅において、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な介護支援サービスが様々な事業者から総合的、効率的に提供されるよう努める。
- (2) 事業所の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、提供されるサービスが特定の事業者に偏ることなく、質の高いケアマネジメントの公正中立を図り、同一事業所に偏りなく提供する事に努め、各サービスの利用割合の説明を行う。(別紙 1)

5 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日～土曜日 ただし、祝日 12月29日～1月3日は休み
営業時間	午前9時00分～午後6時00分

6 事業所の職員体制

職 種	職 務 内 容	人 員 数
主任介護支援専門員	管理者（兼務）	1 人
介護支援専門員	指定居宅介護支援の提供	2 人以上

7 居宅介護支援の内容、利用者、その他の費用

居宅介護支援の内容	① 居宅介護サービス計画の作成 ② 居宅サービス事業者との連絡調整 ③ サービス実施状況把握、評価 ④ 利用者状況の把握 ⑤ 給付管理 ⑥ 要介護（支援）認定に対する援助 ⑦ 相談業務 ⑧ 居宅介護支援に係る医療との連携の遂行
提供方法	事業所の管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとします。 居宅介護支援の提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービス提供方法について、理解しやすいように説明を行います。
介護保険適用有無	上記の①～⑧の内容は、居宅介護支援の一連業務として、介護保険の対象となるものです。
利用料（月額）	要介護 1・2 居宅介護支援費Ⅰ 1,086単位 要介護 3・4・5 居宅介護支援費Ⅰ 1,411単位 ※介護支援専門員一人当たりの取扱件数が45件未満の場合又は45件以上の場合において、45件未満の部分について算定 初回加算300単位 入院時情報連携加算（Ⅰ）250単位（Ⅱ）200単位 退院・退所加算（Ⅰ）イ450単位、（Ⅰ）ロ（Ⅱ）イ600単位、（Ⅱ）ロ750単位、（Ⅲ）900単位、通院時情報連携加算 50単位 緊急時等居宅カンファレンス加算 200単位 ターミナルケアマネジメント加算 400単位 特定事業所加算（Ⅱ）421単位又は特定事業所加算（Ⅲ）323単位 特定事業所医療介護連携加算125単位（退院・退所連携／ターミナルに適合時算定）
利用者負担	居宅介護支援が介護保険適用となる場合には、自己負担はありません。全額介護保険により負担されます。

8 その他の費用

交通費は、やむを得ない事情のため高速道路、有料駐車場を利用する場合は、事前に説明しますので、実費を負担していただきます。

9 利用者の居宅への訪問頻度

少なくとも月に1回

ここに記載する訪問頻度の目安回数以外にも、利用者からの依頼や居宅介護支援業務の実施に不可欠と認められる場合で利用者の承諾を得た場合には、介護支援専門員は利用者の居宅を訪問することがあります。

1 0 利用者及びその家族に関する秘密保持について

事業所は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。また、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、個人情報を使用した会議、相手方、日時、場所、内容の経過を記録管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

1 1 個人情報の使用について

事業所は、次に記載する場合において、必要最小限の範囲で個人情報を使用します。

- (1) 利用者のために居宅サービス計画に沿って円滑にサービスを提供するために実施されるサービス担当者会議、介護支援専門員とサービス事業所との連携、介護支援専門員と医療関係者（主治の医師等）との連携において必要な場合。

1 2 サービス提供に関する相談、苦情について

【事業所の窓口】 介護支援センター光明	所 在 地	広島市東区牛田本町五丁目 1 番 2 号
	電 話 番 号	(082) 228-5621 FAX (082) 228-2022
	担 当 者	管理者 渡辺 由美子
	受付時間	午前 9 時 0 0 分～午後 6 時 0 0 分

行政機関その他苦情受付

広島市健康福祉局高齢福祉部（介護保険課）

広島市中区国泰寺町 1 丁目 6 番 3 4 号

電話番号 (082) 504-2183 FAX (082) 504-2136

受付時間 午前 9 時 0 0 分～午後 5 時 0 0 分

広島市東区役所 厚生部福祉課高齢介護係

広島市東区東蟹屋町 9 番 3 4 号

電話番号 (082) 568-7732 FAX (082) 568-7781

受付時間 午前 8 時 3 0 分～午後 5 時 1 5 分

広島県国民健康保険団体連合会

広島市中区東白島町 1 9 番 4 9 号 国保会館

電話番号 (082) 554-0770 FAX (082) 511-9126

受付時間 午前 8 時 3 0 分～午後 5 時 3 0 分

1 3 居宅サービス計画は基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の居宅サービス事業所を紹介するように求めることが出来ます。

利用者は介護支援専門員に対して居宅サービス計画に位置付けたサービス事業所等の

選定理由の説明を求めることが出来ます。

1 4 サービスにあたっての禁止事項

以下に該当する著しい迷惑行為等が発覚した場合には、サービスの停止又は契約の解除（契約書第9条）をさせていただきます。

- (1) 職員に対して行う暴言・暴力・いやがらせ・誹謗中傷等の迷惑行為。
- (2) パワーハラスメント・セクシャルハラスメント等の行為。
- (3) 職員を含む利用者本人以外の写真や動画の撮影、また録音等をインターネット等に掲載すること。

1 5 その他の説明事項

- (1) 事前に事業所を通じて調整を行わずに居宅サービス計画外のサービスを受けた場合は、事業所にその旨連絡してください。
- (2) 計画対象期間中に、被保険者証の記載内容に変更が生じた場合、要介護認定の申請を行った場合（更新申請、区分変更申請）各種の減免に関する決定等に変更等が生じた場合、生活保護・公費負担医療の受給取得または喪失した場合については、速やかに当事業所に連絡してください。
- (3) 要介護認定を受けていない場合、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また要介護認定の更新の申請について必要な援助を行います。
- (4) 居宅介護サービス計画に記載されている短期入所生活介護の利用にあたっては、利用前に、事業所にその旨連絡してください。なお、やむを得ず連絡なしに利用した場合も遅くとも月末までには連絡してください。
- (5) 事業所への上記の連絡を行わなかった場合は、法定代理受領の取扱いができずに利用者が費用を立て替えなければならなくなり、支払までに日時を要することになるのでご注意ください。
- (6) 利用者 家族の承諾を得ることによるリモートを利用した複数のサービス事業所の参加を目的とした担当者会議に係る援助を行います。

1 6 重要事項等の説明年月日

重要事項等の説明年月日	令和 年 月 日
-------------	-------------------------

契約書、重要事項説明書（個人情報の使用を含む）についての説明を受けここに同意し、居宅介護支援サービスの提供に関する契約を締結します。

契約の証として、本契約書をそれぞれ2部作成し、利用者及び事業所記名押印のうえ1部ずつを保有します。

所在地 広島市東区牛田本町五丁目1番2号

事業所名 居宅介護支援事業所 介護支援センター光明 印

説明者 介護支援専門員

上記内容の説明を事業所から確かに受けました。

（利用者）住所

氏名

（代理人・家族）住所

氏名

（利用者との続柄： ）